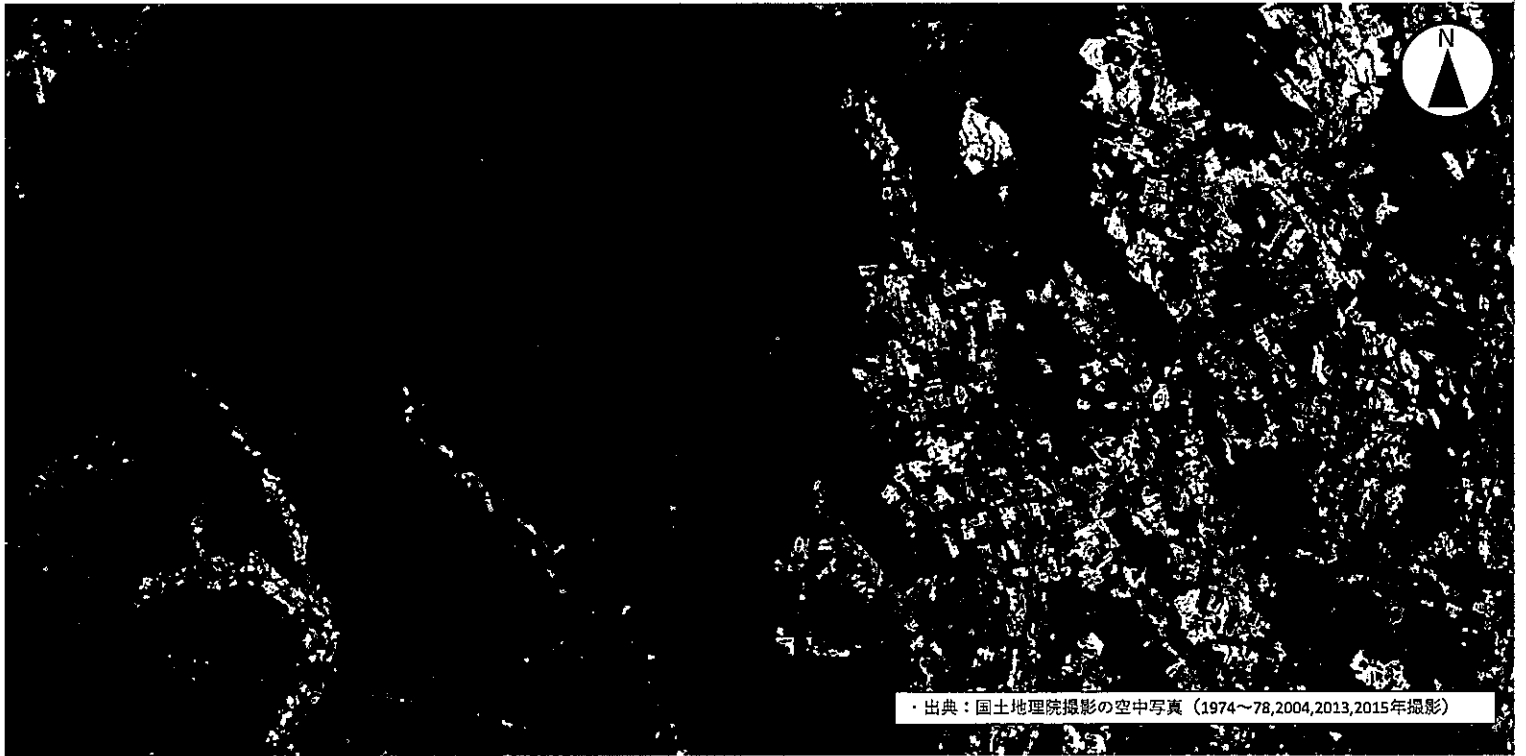


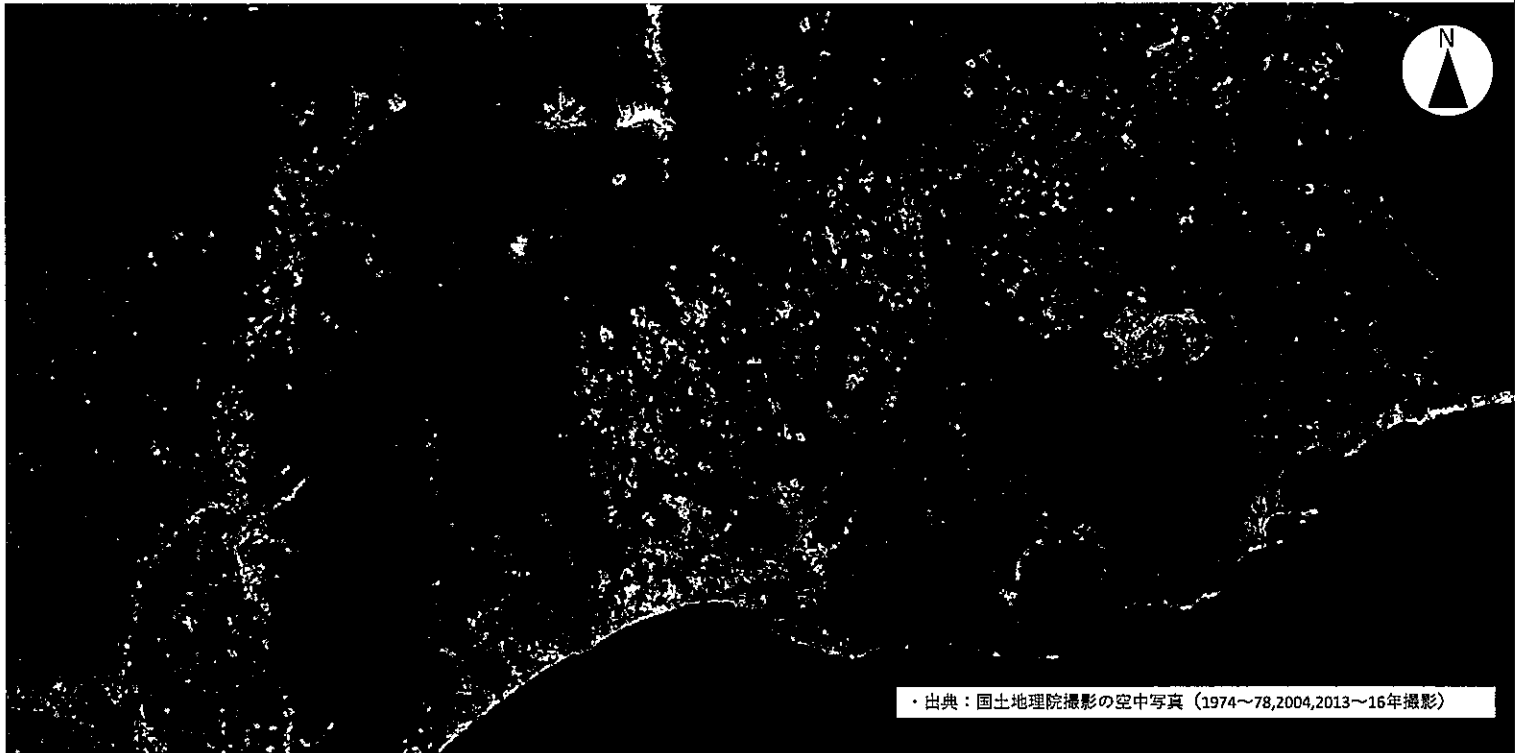
報道発表資料の配付日時 10月13日(金) 22時00分

発表項目	ヒグマ注意報の発出について（釧路市阿寒町布伏内地区）		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
概要	<p>○ 10月13日（金）17時00分頃、釧路市阿寒町布伏内のシュクシタカラ林道のゲートから1Km程入った場所で、魚釣りからの帰りに自転車で走行中の男性1名が、親子グマに遭遇し親グマに噛まれ負傷しました。</p> <p>○ ヒグマによる人身被害が発生したことから、釧路市阿寒町布伏内地区を対象に、ヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を促します。</p> <p>○ 注意報は、本日（10/13（金））から11月12日（日）までの1ヶ月を目安に発出します。</p>		
参考	<p>○ 今年度の注意報の発出は次のとおり</p> <p>① 4 / 1～4 / 30 : 厚岸町</p> <p>② 5 / 13～6 / 12 : 室蘭市の蘭東・蘭北地域</p> <p>③ 6 / 15～7 / 14 : 札幌市西区の山麓周辺 及び小樽市の東部地域の山麓周辺 ※札幌市中央区・南区の山麓周辺を6 / 21に追加 ※札幌市西区・南区は、8 / 14まで延長</p> <p>④ 7 / 5～8 / 4 : 羅臼町知床岬</p> <p>⑤ 8 / 3～9 / 2 : 江差町全域 ※10 / 2まで延長</p> <p>⑥ 8 / 18～9 / 17 : 札幌市、江別市、北広島市の野幌森林公園の区域 及びその周辺 ※10 / 17まで延長中</p> <p>⑦ 9 / 15～10 / 14 : 羅臼町全域 ※11 / 14まで延長中</p> <p>⑧ 9 / 27～10 / 26 : 松前町全域</p> <p>⑨ 9 / 29～10 / 28 : 石狩市浜益区</p> <p>⑩ 10 / 6～11 / 5 : 札幌市西区と手稲区の一部地域</p>		
報道（取材） に当たって のお願い	人身事故発生防止のため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所) 釧路総合振興局	
担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室（担当者：主幹 武田） TEL 011-231-4111(内線 24-398) ダイヤルイン 011-204-5988 公用スマホ 011-585-6104 内線 20243		

ヒグマ注意報発出区域
〔釧路市（阿寒町布伏内地区）の区域〕



ヒグマ注意報発出区域
〔釧路市（阿寒町布伏内地区）の区域〕



北海道ヒグマ注意報等の概要

今回の発出ケース

参考

■ 目的

道内において、ヒグマの市街地出沒や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(エ)

■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報（警報）
- ・ ヒグマ注意報（注意報）
- ・ ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■ 注意報等の発出

< 警報 >

本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

< 注意報 >

本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

< 注意喚起 >

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は懸念されないが、注意を促す際に発出

< 注意報等の発出イメージ >

	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出沒が頻発	注意報	必要に応じて 注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他		

< 発出基準等 >

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出沒している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じて延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出沒、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念される時。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出沒時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通学路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。